

## 「豊島区環境基本計画」(素案)パブリックコメント実施結果

### 1. パブリックコメント実施概要

- (1) 実施期間 平成30年12月1日～12月28日  
 (2) 周知方法 広報としま12月1日号掲載、区ホームページ掲載(実施期間と同期間)  
 (3) 閲覧場所 環境政策課、行政情報コーナー、豊島清掃事務所、区民事務所(東部、西部)、図書館、区民ひろば  
 (4) 受付方法 メール5件、郵送1件  
 (5) 提出意見数 14件  
 ※複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、受付方法別件数と提出意見数は一致していません。

### 2. ご意見の概要と区の考え方

#### (1) 第4章 施策と取組み

##### ①基本目標Ⅰ 気候変動に対応し、脱炭素化に向けた取組みを進めるまち

No.	ご意見等の概要	件数	区の考え方	関連する計画ページ
1	<p>&lt;再生可能エネルギーの推進について&gt;            再生可能エネルギー設備の導入支援、区有施設における再生可能エネルギー設備の導入を重点施策としていることを高く評価する。            ぜひ、原子力発電に頼らない、再生可能エネルギーの取組みを積極的に進めてほしい。</p>	1件	計画に記載のとおり、再生可能エネルギーの普及拡大に向け、取組みを進めてまいります。	P.36
2	<p>&lt;省エネ(ZEB・ZEH)の推進&gt;            区内には、ビル、マンション、住宅が多いので、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)か、それに準じたビル、住宅の推進やパッシブ建築を推進することを区をあげてやる(講座などをひらく)。</p>	1件	ZEB、ZEH等につきましては、現在、国が支援事業を行っております。区では「エコ住宅普及促進費用助成金」の制度を設け、省エネの推進に取り組んでおります。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	P.36-41
3	<p>&lt;IT化、AI化、キャッシュレス化と省エネ&gt;            今後、増々人手不足により、IT化、AI化、キャッシュレス化、自動化がすすむ。コンビニなど、少数の人員で業務がまわるようにタナなどの配置をかえたりしている。今後、この流れにより、店舗、事業所の改装が多くおこると思われるので、これを機に省エネも一緒にすすめるように区の方針をつくるとよい。</p>	1件	区では、省エネルギー機器等を導入する事業者に対し、その設置にかかる費用の一部として「エコ事業者普及促進費用助成金」を交付しています。店舗、事業者等には、同助成金のPRをとおして省エネの推進を進めています。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	P.37-41
4	<p>&lt;電気バスについて&gt;            低炭素型低速電気バスを導入する際は、区民以外の利用者からは低料金のバス代金や1日フリーパス(有料)等を導入し、代金を環境整備に使うなどして区民の負担を減らしてほしい。</p>	1件	電気バスにご乗車する方は、原則有料となります。料金の区分につきましては、運行開始に向けて検討してまいります。	P.40

##### ②基本目標Ⅱ みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち

No.	ご意見等の概要	件数	区の考え方	関連する計画ページ
5	<p>&lt;区の緑化について&gt;            ①豊島区は緑化率が低いので、ブロック塀、万年塀の倒壊対策としても、生垣を普及させるとよい。</p>	1件	①現在、区では、貴重なみどりを保護するため、「樹木」「樹林」「生垣」を所有者などの同意を得たうえで保護樹木などとして指定し、その維持管理に要する費用の一部を助成しています。また、道路脇に生垣や植込み、中高木を植栽する場合や建物の屋上や壁面を緑化する場合に、工事費用の一部を助成し、緑化の普及啓発に取り組んでおります。	P.57-58
	②特に(区立、私立とも)学校などの建替時はまわりを緑化して、うるおいのある美しい街並にすべき。		②区立の学校改築の際には、「豊島区みどりの条例」に基づき、接道緑化に努めています。あわせて、屋上・壁面の緑化、ビオトープの整備など、環境に配慮しています。私立学校周辺の緑化推進につきましては、今後検討してまいります。	
	③それに伴い、街並の見苦しい所は、不法投棄、ポイ捨てなどが多いため、電柱の地中化もすすめるべきだ。		③無電柱化につきましては、国や東京都も積極的に推進しており、区では現在、「学習院椿の坂」、「巣鴨地蔵通り」でモデル路線として整備を進めております。来年度には、「豊島区無電柱化推進計画」の策定を予定しており、安全で快適な街並みを広げていきたいと考えております。	
	④緑化した場合に死角をつくらないようにすべきである。		④公園整備や学校周辺などの緑化の際には、死角をつくらぬような整備をすすめてまいります。	
6	<p>&lt;国産材の活用について&gt;            森林がCO<sub>2</sub>を吸収することから、港区は「みなとモデル(二酸化炭素固定認証制度)」として国産材を使った企業にCO<sub>2</sub>削減の証明書を発行している。            豊島区も区の施設や区内の事業者が国産材を活用したら、その分をCO<sub>2</sub>の削減にカウントすべき。</p>	1件	区では、「豊島区公共建築物等における木材利用推進方針」を策定し、区有施設における協定都市産材及び多摩産材の優先的な活用に努めています。区内事業者の国産材活用の推進につきましては、今後検討してまいります。なおCO <sub>2</sub> 吸収量の創出としましては、2019年度から交流都市との連携によるカーボン・オフセット事業に取り組む予定です。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	P.38-39 P.58

③基本目標Ⅲ ごみを出さない暮らしと資源の循環に協働して取り組むまち

No.	ご意見等の概要	件数	区の考え方	関連する計画ページ
7	<3R等のイベント実施について> フードドライブ、家電、家具の修理、おもちゃ病院など、地域ごとに楽しいイベントなど計画していただけると、理解も深まり参加しやすく、地域交流も出来ると思う。	1件	区では、フードロス削減対策、3Rの啓発等の周知を目的に「池袋本町ふれあいまつり」等様々なイベントに出店しております。今後は、より多くの区民の方に参加していただけるようなイベントなどを検討してまいります。	P.64-65
8	<ごみの分別等のルールについて> ①ごみの削減のためには、リサイクルやごみの分別もとても重要である。日本語を母国語としない方のための多言語での案内や、コミュニティを通じての説明等で理解してもらえるような取り組みが必要だと思う。 ②単身世帯向け集合住宅や民泊等では住宅単位での分別・管理がしっかり行われるよう条例化も必要だと思う。	1件	①現在、「資源回収・ごみ収集のお知らせ」(冊子)を6か国語に翻訳し配布しておりますが、今後は、QRコードを活用したごみ出しルールの周知等より効果的な手法を検討してまいります。また、コミュニティを通じての説明につきましては、町会清掃担当連絡会等により、地域の方々へ区の取組みについて説明を行ってまいります。 ②集合住宅にお住まいの単身世帯の方が排出する家庭ごみにつきましては、集合住宅の管理会社やオーナーの協力を得ながら、分別・管理に積極的に取り組んでいただけるよう、引き続き普及・啓発を図ってまいります。住宅宿泊事業(民泊)につきましては、「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」により、事業者の事業届出時および届出後も、事業者廃棄物の適正な処理について指導を行っております。	P.65 P.88

④基本目標Ⅳ すべての人が安全・安心・快適な環境の中で暮らし活動できるまち

No.	ご意見等の概要	件数	区の考え方	関連する計画ページ
9	<受動喫煙対策について> 受動喫煙防止条例が施行されると、昼食時や夕食時などは、今にも増して、ボランティア灰皿に喫煙者が集中するであろう。その前に、区として受動喫煙の害を住民が受けないように速やかに取り組んでほしい。特に、住宅地域や教育機関の近隣では、ボランティア灰皿を撤去する等の取り組みを強く要望する。	1件	「灰皿ボランティア制度」につきましては、たばこの吸い殻のポイ捨て防止、路上喫煙防止に寄与する面がある一方で、通行する方からは煙が迷惑である旨のご意見もいただいております。そのようなご意見をふまえ、商店会・店舗のご意向により灰皿を撤去する場合もございます。 東京都受動喫煙防止条例制定など、喫煙を取り巻く社会情勢は年々変化しておりますので、今後も区民のご意見をふまえ、必要な施策を実施してまいります。	P.74
10	<喫煙率の調査について> 喫煙率の調査方法についても、喫煙率が高いであろう12:30前後、さらに、勤務時間後の18時前後の時間に調査をするなど、現状に見合った調査方法にすべきである。	1件	喫煙率調査につきましては、「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」が制定された2011年5月以降、同じ時間帯・同じ場所で調査を継続しており、区全体の喫煙者の動向を把握するためには、同じ調査方法で続けることが統計上、重要であると考えております。喫煙率が高い昼や勤務後の時間帯につきましては、区で実施している路上喫煙ポイ捨て防止パトロールにより、具体的な対策を講じてまいります。	P.16 P.74
11	<光害・音害等について> 光害・音害等に対しても、明確な規定を出して、取り締まるべきである。環境省の光害ガイドラインなどを、もっと加味した政策が必要と考える。	1件	光害に関しましては比較的新しい害であり、現時点では統一的な規制もないため、今後、情報収集に努めてまいります。 騒音に関しましては、法令に基づき規制指導することは可能ですので、問合せには個別に対応いたします。	P.73
12	<羽田空港機能強化に伴う新飛行経路案について> 大気汚染、騒音などが心配です。飛行していない今と、今後「都心低空飛行」が実施された場合の豊島区内の騒音・大気汚染など環境の差を測ってほしい。	1件	騒音・大気汚染など環境の差の測定につきましては、区が可能な範囲での実施を検討いたします。	P.73

(2) その他

No.	ご意見等の概要	件数	区の考え方	関連する計画ページ
13	<羽田空港機能強化に伴う新飛行経路案について> 旅客機等が豊島区上空を「都心低空飛行」する計画がとて心配である。国土交通省は落下物なども防ぐ対策をするそうであるが、セーフコミュニティの豊島区としての対策を教えてほしい。	2件	ご意見をいただきました安全管理面の配慮は、基本的には国が責任をもって対応すべき問題ですが、セーフコミュニティ認証都市である当区といたしましては、安全・安心なまちを目指して、2018年3月にとりまとめられた落下物対策総合パッケージの取り組みの徹底を、国に要望してまいります。	P.73

※上記、計画の記載別分類については、主な計画の記載箇所別に分類しております。